



長野県報

5月2日(月)
平成23年
(2011年)
第2263号

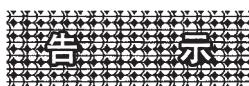
目 次

告 示

基本測量の実施（建設政策課）	1
基本測量の終了（建設政策課）	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（3件）（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	4
一般競争入札（消防課）	4



長野県告示第332号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成23年5月10日から平成24年2月25日まで
- 3 作業地域
上田市、飯田市、上水内郡飯綱町

建設政策課

2 作業期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3 作業地域

小諸市

建設政策課

長野県告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
狐石沢川、藤沢唐沢、薦連沢、植木沢川、牛鹿沢川、姥ヶ沢、矢ノ沢、矢ヶ入沢、古町川、中尾沢1、中尾沢2、百山沢、屋傳次久保、中尾川、荒井戸及び本久保沢
- 2 指定の区域
北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第333号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（機動観測）

長野県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

狐石沢川、藤沢唐沢、薦連沢、植木沢川、姥ヶ沢、矢ノ沢、矢ヶ入沢、古町川、中尾沢1、中尾沢2、百山沢、屋傳次久保、中尾川、荒井戸及び本久保沢

2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

砂防課

光明寺、姥ヶ懐屋敷、姥ヶ懐道下、笠取中菖蒲沢、小袋1、小袋2、虎御前本久保、外倉久保田、外倉坂田、蟹原上蟹沢、西蟹原、塩沢佛久保、塩沢両沢、塩沢美谷石、塩沢井戸上、塩沢十二、塩沢岩上、万仁田、蟹窪五輪、滝神山根、上真蒲、栗在家、権現山、前貴平、赤沢、町塙ノ目道下、茂田井大深道添、茂田井三川、古堂堰上、下竹熊、町西山神、宇山日影林、大深山、上切掛、荒井戸、中尾1、中尾2、美上下原及び陣内

2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

藤沢1及び蟹原上蟹沢

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課、長野県佐久建設事務所及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

茂田井畔田及び塩沢十二

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

砂防課

長野県告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

虎御前、虎御前日向、藤沢1、藤沢2、藤沢3、藤沢4、藤沢下四反田、蟹原荒屋、蟹原大石畑、藤沢上金原、塩沢下原、滝神四ツ張、牛鹿浦、牛鹿向山、蟹窪落合、蟹窪後久保、蟹窪、宇山林久保、宇山小石川、山部片坂、山部門口、上房小林、上房2、植木沢大平、植木沢堰下、茂田井畔田、茂田井境内添1、茂田井境内添2、茂田井中島、芦田城、古町西又、古町鳥渡貝戸、古町

長野県告示第339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

茂田井畔田

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

虎御前、虎御前日向、藤沢1、藤沢2、藤沢3、藤沢4、藤沢下四反田、蟹原荒屋、蟹原大石畑、藤沢上金原、塩沢下原、滝神四ツ張、牛鹿浦、牛鹿向山、蟹窪落合、蟹窪後久保、蟹窪、山部片坂、山部門口、上房小林、上房2、植木沢大平、植木沢堰下、茂田井畔田、茂田井境内添1、茂田井境内添2、茂田井中島、芦田城、古町西又、古町鳥渡貝戸、古町光明寺、姥ヶ懐屋敷、姥ヶ懐道下、笠取中菖蒲沢、小袋1、小袋2、外倉久保田、外倉坂田、蟹原上蟹沢、西蟹原、塩沢戸上、塩沢十二、塩沢岩上、万仁田、蟹窪五輪、滝神山根、栗在家、権現山、前貴平、赤沢、茂田井大深道添、茂田井三川、古堂堰上、下竹熊、町西山神、宇山日影林、上切掛、荒井戸、中尾1、中尾2、美上下原及び陣内

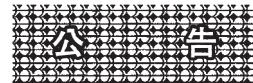
2 指定の区域

北佐久郡立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年4月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンプレイスプロジェクト

3 代表者の氏名

富松清次

4 主たる事務所の所在地

千曲市大字磯部228番地1 103号

5 定款に記載された目的

この法人は、サッカーを中心としたスポーツを通じ、青少年に対して、スポーツの競技技術向上、普及振興を図り、青少年の健全な心身の発達、育成等に関する事業を行う。また地域においてのスポーツ文化の振興、発展、交流、環境整備及び地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年4月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森林環境

3 代表者の氏名

湯澤要次

4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市経塚7番11号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、森林と自然環境に関する事業を行い、森林及び自然環境保全への理解と普及に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課